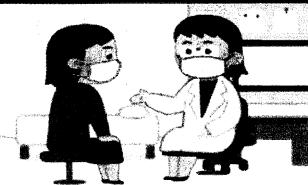


マスク着用について

- 3/13から、マスク着用は屋内・屋外問わず、個人の判断が基本となります。
- 感染リスクや重症化リスクを正しく理解した上で、高齢者等重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用することが推奨されます。
- 様々な理由から、マスクを着用できない方や、マスクを着用する必要がある方がいます。
一人一人が正しく理解し、思いやりのある行動をお願いします。

着用が効果的な場面

医療機関に行くとき



高齢者施設等に行くとき



混雑した乗り物の中



症状がある方

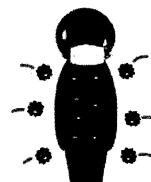
(その同居家族も含む)

外出は控えてください。
通院等やむを得ず外出する場合は、人混みを避け、マスクを着用



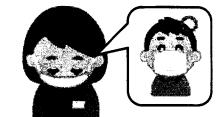
重症化リスクがある方

感染流行期に混雑した場所へ行く場合は、マスクを着用



事業者から呼びかけられたとき

マスク着用に御協力願います。



※事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスク着用を求める場合があります。

事業者の皆様へ

- ・ 業種別ガイドラインを参考に、執務環境や業務内容等に応じた感染対策に引き続き御協力をお願いします。
- ・ 事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスク着用を求ることは許容されます。



16

⚠ マスク着用の見直し後も気を付けたいこと

マスクの着用は、3/13から個人の判断が基本となりますが、感染対策の必要性は変わりません！

3密の回避

人ととの
距離確保

手洗い等の
手指衛生

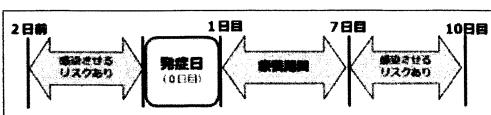
換気の励行

マスクを外す場合には、より一層、上記の基本的な感染対策の徹底を！

また、下記1～3の取り扱いについても変わりませんので、引き続きご協力をお願いします！

1 陽性者の療養期間

症状のある方は発症後7日目まで。
(無症状の方は、検体採取日を0日目として7日目)

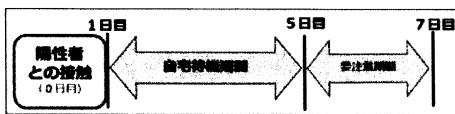


<感染リスクがある期間>

- ・ 発症日から10日目までは感染させるリスクあり。
- ・ 症状のある・なしを問わず、発症日の2日前から感染させるリスクあり。

2 濃厚接触者の自宅待機期間

陽性者との最終接触を0日目として、5日目まで。



- ・ 7日目までは発症する可能性があるため、濃厚接触者となる家族同士などの接触にも注意が必要です。

3 コロナワクチン接種

重症化予防、感染や発症を予防するため、接種をご検討ください。

- ・ オミクロン対応ワクチンの一人一回接種が推奨されています。初回接種が終了した方で、まだ接種がお済みでない方は、積極的にご検討ください。



17

感染拡大防止のための基本対策

令和5年3月13日改定 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

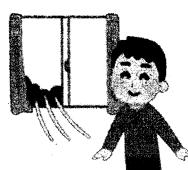
1 一人ひとり基本的な感染対策を徹底してください。



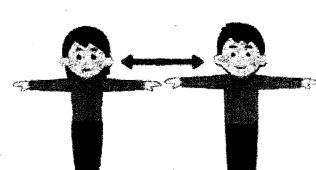
場面に応じて
マスクを正しく着用※
しましょう。
(不織布マスクを推奨)



こまめな手洗い、
手指消毒を徹底
しましょう。



窓を開けるなどして、
こまめな（できれば常
時）換気をしましょう。

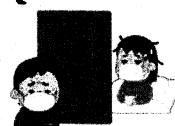


人と人との接触
がない距離の確保

- ・高齢の方や、基礎疾患のある方は、
感染リスクの高い行動は控えましょう。



- ・家庭から感染が広がらないよう取り組みましょう。
- ・同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から
数日程度、出勤等を控えるなどの検討をしましょう。



マスクの着用が効果的な場面

- ・医療機関を受診するとき



- ・医療機関や
高齢者施設等へ訪問するとき



場所

- ・通勤ラッシュなど

混雑した電車やバスに乗るとき



- ・重症化リスクの高い方が流行期に
混雑した場所に行く時

- ・症状がある方、検査で陽性の方は、
外出を控える。



- ・通院等やむを得ず外出をする
時には、人混みは避け、
マスクを着用する。

- ・医療機関や高齢者施設等の従事者は
勤務中の着用を推奨。

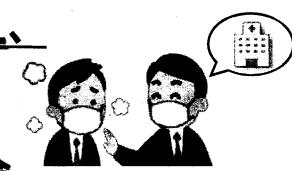


留意事項等

- ・マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断を尊重する。
- ・事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めるることは許容される。
- ・感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼びかけるなど、強い感染対策を求めることがあり得る。

出典：
新型コロナウイルス感染症対策
の基本的対処方針
(R5.2.10 政府 新型コロナ
ウイルス感染症対策本部 決定)

**2 症状がある場合は登校・出勤を控え、
早めに受診してください。**



※発熱やのどの痛みなど少しでも症状がある場合、
早めに受診することが大切です。

かかりつけ医や診療検査医療機関※に相談してください。

※県ホームページで検索できます

福島県 診療検査医療機関

検索

相談先に迷う場合は受診・相談センター(TEL0120-567-747)へ

**3 会食時は、感染リスクが高まることから、
以下に十分注意してください。**

(テーブル間の距離もしっかり確保してください。)

控えてください！



体調不良で会食に参加



テーブル間の移動

・感染対策の徹底された飲食店を利用して下さい。

※ お店側は「業種別ガイドライン」の遵守など、お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

**「ふくしま感染防止対策認定店」
をおすすめします！**

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付しています。



**4 旅行や帰省等、移動する時は、
ご自身の体調管理や、
移動先の感染情報把握などを含め、
感染防止対策をお願いします。**

出発前に確認！



県内及び各都道府県の外出自粓等の
行動制限の状況は、県HPで確認できます。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル

検索



5 新型コロナワクチンの接種を検討してください。

- ・ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いします。



事業者の皆さんにお願いします

- ・職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の手指消毒の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - 従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人との接触機会の低減にご協力ください。
- ・事業継続計画（BCP）の再確認や策定をお願いします。
- ・業種別ガイドライン等を遵守願います。

(法第24条第9項に基づく要請)